

共通事項

(感染症対策について)

令和4年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和4年9月

・令和3年介護報酬改定

衛生管理等

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

解釈通知

具体的には次のイから八までの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、**感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。**

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、**おおむね6月に1回以上**、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、**平常時の対策及び発生時の対応を規定する。**

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町

村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。

また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

八 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が**定期的な教育（年1回以上）を開催する**とともに、**新規採用時には感染対策研修を実施**することが望ましい。また、**研修の実施内容についても記録することが必要**である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、**発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要**である。

訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、**発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。**

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。（資料 、 - 2 へ）

・長寿社会課から事業者の皆さまへ

各介護サービス事業所・施設等の皆様におかれましては、感染防止対策の徹底を図りながら、介護サービスの継続にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、全国で新型コロナウイルス感染が急速に拡大する中、本県においても過去最高の新規感染者を記録するなど感染者数が大きく増加し、医療機関の病床のひっ迫する事態が生じております。

こうした状況を踏まえ、7月13日に感染段階をレベル2 - 1に、さらに、7月21日に県全体の感染段階をレベル2 - に移行し県下全域に特別警戒警報を発令しております。

県では、7月15日付通知により、感染症以外の患者も含め、重症化リスクが高く、入院等による医療提供が真に必要な方への対応として、効率的な病床利用に取り組むとして、保健所、高齢者施設、医療機関それぞれの関係者に対して取り組みをお願いしております。

とくに、高齢者施設においては、軽症・無症状の感染者は施設内療養が原則とされ、嘱託医等との連携、感染対策（ゾーニング、PPE）などの対応が求められております。

つきましては、貴施設等におかれましても、クラスターが多発する中、強い危機感を持って感染対応をとりながらサービス提供いただいていることと思いますが、改めて、7月15日付けで通知しております「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う高齢者施設の施設内療養への対応について」の確認と添付の「施設内療養時の対応の手引き」を活用され、引き続き、感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。（資料、へ）

N-CHAT

介護サービス事業所において、職員・利用者の日々の健康状態を入力し、管理することができる「健康管理アプリ」（通称「N-CHAT」(エヌ・チャット))を運用（導入を希望する法人へのID交付）しております。介護事業所におけるクラスターを防止するためには、職員や利用者の健康管理が重要となります。各法人又は事業所における職員・利用者の健康状態の一元的な管理・確認等に役立てていただくことを主な目的とした「N-CHAT」を積極的にご活用ください。

令和3年度介護報酬改定における 改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

1. 感染症や災害への対応力強化

改定事項

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続に向けた取組の強化
- ③ 災害への地域と連携した対応の強化
- ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

1. ① 感染症対策の強化

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**
 - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、**研修**の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、**研修**の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

R3.1.13 諮問・答申済

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



令和2年度 厚生労働省老健局
業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修

**介護施設・事業所における
新型コロナウイルス感染症発生時の
業務継続計画（BCP）作成のポイント
—通所系—**

2021年2月

研修の内容

総則

0. 平時対応
1. 感染疑い者の発生
2. 初動対応
3. 検査
4. 休業の検討
5. 感染拡大防止体制の確立

■ 休業を検討する場合の基準について記載する。

<要点解説>

- 保健所から休業要請があった場合は、指示に従う。その際、再開の基準も併せて確認することを記載しておく。
- 休業を検討する指標（感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数等）を検討し、記載する。

ひな形 6ページ

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県、保健所等との調整	
<input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討	
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所との調整	
<input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明	
<input type="checkbox"/> 再開基準の明確化	

- 利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。訪問サービスが必要な利用者の基準やケアの内容を事前に検討し、記載しておく。
- 利用者の代替サービス確保のために、居宅介護支援事業所と連携する情報を記載する。
- 業務停止日と業務再開日、休業中の窓口などを利用者・家族へ説明する内容を検討しておく。

高齢者施設 感染症対応人材育成（新型コロナ関係研修等）

現状・課題

高齢者施設全体の 底上げ必要

施設が多数あり、全施設が研修を受けていない

研修を受けた施設も施設内での伝達が十分でない

レッドゾーン対応 職員の育成必要

応援派遣がグリーンゾーン前提で実績につながらず

第6波で施設内療養増加、感染者へのケアが課題に

各圏域で高齢者施設・ 医療機関の平時からの 連携必要

感染発生時は業務増で調整が後手になりやすい

平時の連携で感染発生時の体制づくりが容易に

事業展開

一般研修 （オンライン）

入所系・通所系それぞれを定期的にオンラインで研修

具体的な事例紹介も交え、感染症対応の基本を学習

専門研修 （実地）

入所系の応援派遣職員を対象に実践形式で研修

感染者に対するケアに必要な技術取得などを学習

圏域別 ネットワーク支援

圏域別に拠点となる医療機関を指定

医療機関等が施設の取組を訪問指導などで支援

各高齢者施設 管理者 様

長崎県福祉保健部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う高齢者施設の施設内療養への対応について
(依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、全国的に急激な感染拡大となり、本県においても過去最高の新規感染者を記録するなど感染者数が大きく増加しております。

県では、7月13日に県下全域の感染段階レベルを2-Iに引上げ、県民の皆様に変更した基本的な感染防止対策を徹底していただくことをお願いしておりますが、今後の感染拡大に伴い、病床の更なるひっ迫が想定され、重症リスクが高く、入院等による医療提供が真に必要な方に影響が及ぶことが危惧されます。

こうした状況から、長崎県では、別添のとおり「現在の急激な感染拡大期における新型コロナウイルス感染症への対応方針」を定め、医療機関や福祉施設、行政機関が連携して、入院病床の効率的な運用に努め、医療提供体制を確保していくこととしております。

高齢者施設の皆様におかれましては、今後の感染拡大に伴い、感染者の施設内療養が増加することが見込まれることから、下記の点に留意して対応いただくようお願いいたします。

なお、別添の基本方針については、県内の医療機関、医師会、市町（施設所管部局）や保健所とも共有しておりますので、申し添えます。

記

1. 患者の入退院調整に関する基本的な考え方（別添のポンチ絵参照）

○入院の適否については、感染者の病状により判断します。

○このため、高齢者施設等に入所している感染者であっても、軽症・無症状で、その他の病状でも入院不要であれば、原則、施設内での入所を継続し、施設内療養となります。

○入院治療により病状が回復した場合には、コロナ療養期間中であっても早期に退院調整します。

○なお、感染後に入所継続している場合であっても、症状の悪化・急変の兆候が認められる場合は入院とします。（速やかに医療機関につなぐ対応を行います。）

2. 施設内療養の留意点

- 施設内療養が発生する前に、事前に嘱託医等に相談し、感染者の健康管理の方法や、症状に変化があった場合の連絡・報告フローや対応方針を決定しておき、感染者の発生や、病状変化の際は、事前確認した方針に従い速やかに相談すること。
- 感染者のケアにあたっては、保健所等の指示に従い、感染者・濃厚接触者のゾーニングを行い、他の入所者との区分けを明確にし、介護にあたるスタッフはできるだけ限定して対応すること。
- 感染者に対しては、個人防護具を着用してケアを行い、ケアの前後には、必ず手指消毒を徹底すること（1行為1消毒の徹底）。
- 他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに嘱託医等に連絡すること。
- 留意点については、厚生労働省の「施設内療養時の対応の手引き」に詳しく記載があるため、事前に確認しておくこと。

【添付文書】

「現在の急激な感染拡大期における新型コロナウイルス感染症への対応方針」

「感染拡大期における新型コロナ感染者の入退院調整に関する長崎県方針」

「施設内療養時の対応の手引き」

以上

<担当>

長崎県福祉保健部長寿社会課 井上

電話 095-895-2431

長崎県福祉保健部感染症対策室 眞崎

電話 095-895-2466

施設内療養時の対応の手引き

<目次>

	ページ数
1 感染予防策(防護具の着用、はずし方)	2
2 ゾーニングと個室への避難	4
3 職員の確保と業務内容の調整	6
4 物資確保	7
5 入所者の健康管理	8
6 医療提供	9
7 標準予防策を踏まえたケア	10
8 衛生管理	11
9 施設マネジメント、情報管理	13
10 過重労働、メンタルヘルス	14
11 情報発信	15

1 感染予防策(防護具の着用、はずし方)

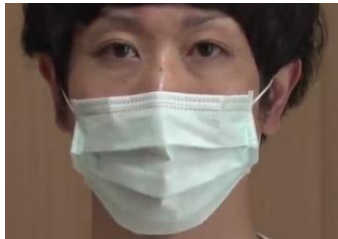
○ 感染の危険から守るためには、個人防護具を適切なタイミングで着用し、正しい方法で外すことが重要です。

- 場面や接触の度合いに応じて個人防護具を選択
- 施設内療養者のケアにあたっては、ガウン・使い捨てエプロンや手袋、ゴーグル（又はフェイスシールド）などを着用
- 咳込みの多い利用者など髪の毛も汚染される可能性がある場合はキャップも使用
- 可能であれば、入所者にもマスクを着用してもらう

マスクの着脱法

- ★ノーズワイヤーが上に来るように装着
- ★マスクの裏表が包装紙に明記されている場合は、指示に従って適切に装着

1 マスクの隙間から空気がもれないよう鼻と口を覆うように着用しましょう



2 マスクにはウイルス等がついている可能性があるため、紐をもってそっと外しましょう



ガウンのはずし方

1 手袋をはずします。



2 外側の面に触れないようにそっと外しましょう



3 外側の面が内側になるようにしてたたんで捨てます。



手袋のはずし方

1 手袋の外側を引っ張り上げ、片方の手袋を脱ぎます



2 そのまま、手や腕に触れないように脱ぎます



3 脱いだ手袋は、もう片方の手で握ります



4 手袋を脱いだ手で、もう片方の手袋の内側を持ち上げます。外側の汚れた部分に触れないよう注意します

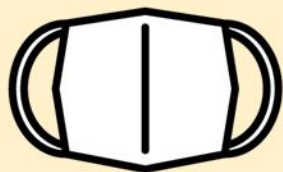


5 汚れた側が内側になるように、外します



個人防護具の種類

マスク



手袋



エプロン
ガウン



ゴーグル
フェイスシールド



など

状況に応じて、適切に選択し、組み合わせて使用します。

マスクは日頃から
必ず着用！



体液、嘔吐物、
排泄物等を扱うとき



手袋、フェイスシールド、
ガウン を着用

フェイス
シールド



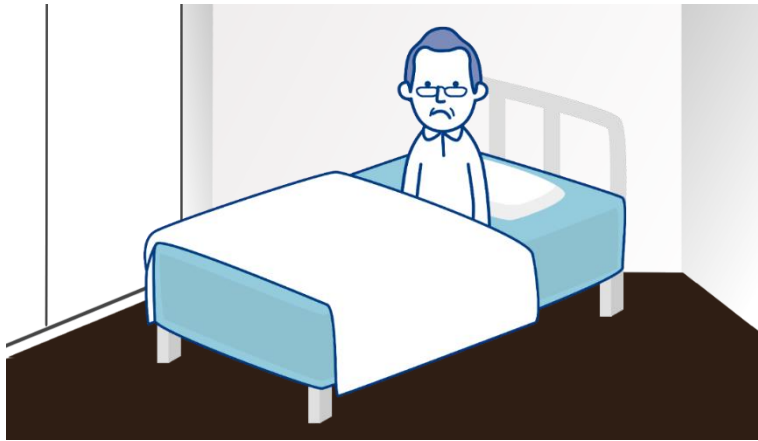
外すとき

外側に触れないよう
に外す

2 ゾーニングと個室への避難

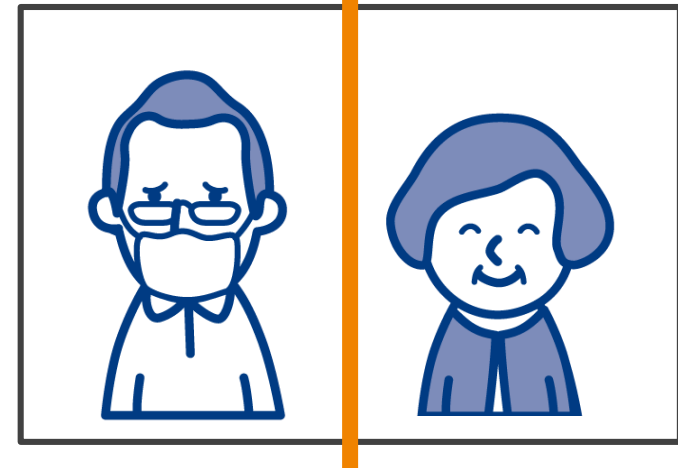
- 保健所や感染症対策の専門家等の指示に従い、感染の疑いのある利用者を個室に隔離します。
- また、個室が十分でない場合には、感染の可能性のある人たちを移動させるのではなく、その場から動かさずにエリア全体を感染のリスクがあるゾーンとみなして対応します。
- 職員の勤務状態を確認し、「感染している可能性がある」と考える範囲を検討します

個室へ避難



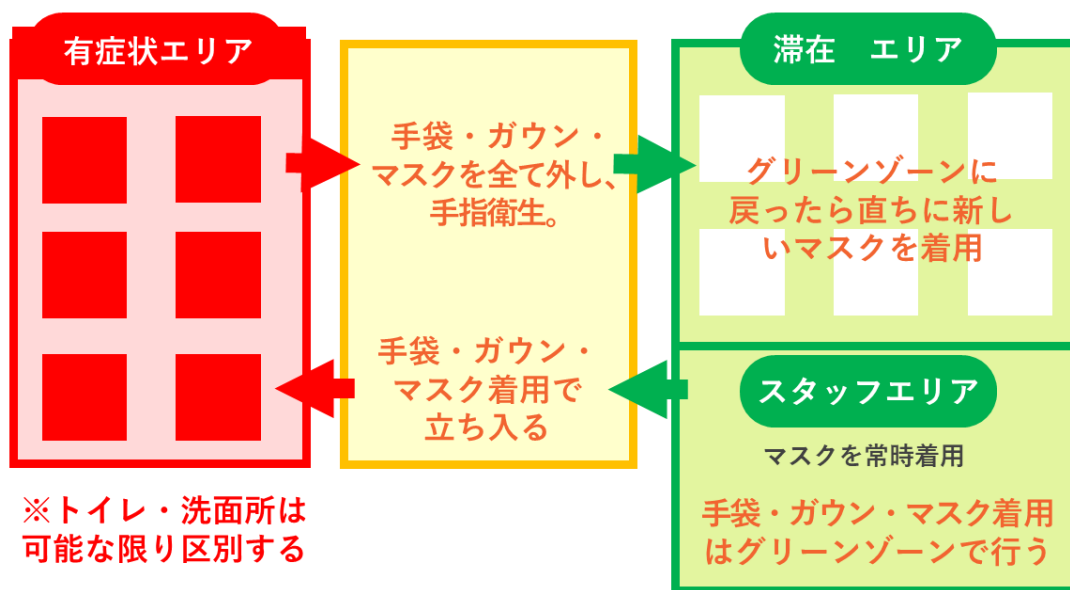
- 感染が疑われる利用者を個室に隔離
- 感染している可能性があると考えられる範囲を検討
- 個室に隔離した利用者には、個室・エリアを出ないようにしてもらう

ゾーニング（区域を分ける）



- 3つの区域に分ける
 - ウイルスが存在する区域（レッドゾーン）
 - 防護具を脱ぐ場所、ウイルスが存在する可能性がある区域（イエローゾーン）
 - ウイルスが存在しない区域（グリーンゾーン）

感染発生時のゾーニングの例



3 職員の確保と業務内容の調整

- 感染者や濃厚接触者となること等により職員の不足が見込まれます。施設内の勤務調整や応援職員
の要請により人員確保を行いましょう。
- また、業務の重要度に応じて分類し、感染者、濃厚接触者の人数、出勤可能な職員数の動向等を踏
まえ、提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更を行います。
- 業務が回らなくなってからではなく、職員の不足が見込まれる場合は、早めに対応することが重要
です。



施設内の勤務調整

- レッドゾーンとその他のエリアを交差しない
- 固定した職員で対応することが望ましい



法人内での人員確保

- 「して欲しい業務」、「説明すべきこと」を決めておく



都道府県へ応援職員の依頼

<参考:優先業務の考え方の例>

優先順位の基準	生命を守るため必要最低限	減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	
排せつ介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	
医療的ケア				
洗濯		必要最低限	必要最低限	
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に交換	順次、部分的に交換	

4 物資の確保

- 感染症対策に使用する物品は「いざ」という時、ないと困ります。そのため、日頃から在庫管理をしておきましょう。
- 感染者や濃厚接触者の人数から今後の个人防护具や消毒等の必要量の見通しをたて、物資の確保を図ります。
- 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまでに時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼することが必要です。
- また、不足が見込まれる場合は、都道府県に相談しましょう。



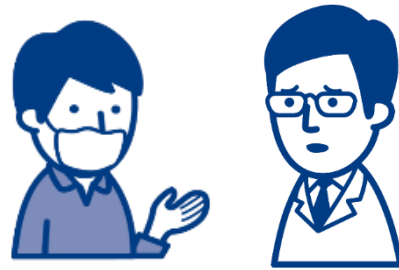
5 入所者の健康管理

- 健康管理の方法や、症状に変化があった場合等の相談先を含めた連絡・報告フロー等の対応方針を都道府県等に予め相談・確認しておき、同方針にしたがって、対応します。
- 感染している入所者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要です。
- 保健所等の指示に従い、例えば、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメーター等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行います。
- 症状や状態に変化があった場合には、事前確認した方針に従い、速やかに医師、保健所等に相談しましょう。
- 他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、少しでも咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに医師、保健所等と相談しましょう。

健康状態の
異常を発見した場合



速やかに、医師等に報告



新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性があることに十分留意しましょう

利用者の健康状態の記録(書式例)

部屋	発熱 (体温)	(臍)	呼吸状態	酸素飽和度	腹痛	嘔 痛 鼻水	発疹	味覚 嗅 覚 の有無	その他	備考

新規発生がないことを確認するまで、利用者全員の健康観察

6 医療提供

- 医師の指示に従い、状態に応じて必要な医療を提供します。そのために、医療に係る人員体制を確保します。施設内、法人内で体制を整えることが難しい場合は、都道府県（医療担当部局等）等へ派遣を要請しましょう。
 - 医師：必要時に診療・健康相談が可能な体制
 - 看護師：適時の健康管理、状態の変化確認が可能な体制
- 都道府県等に、症状や状態に変化があった場合の相談・対応方針や医療機関へ移送が必要となった場合の移送手段、受入医療機関の候補等を事前に確認しておきましょう。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 診療の手引き 第4.2版

新型コロナウイルス感染症

COVID-19

診療の手引き 第4.2版

- 1 病原体・疫学 5
病原体 / 伝播様式 / 国内発生状況
- 2 臨床像 9
臨床像 / 画像所見 / 重症化のリスク因子 / 合併症 / 症状の遷延 / 妊婦例の特徴 / 小児例の特徴
- 3 症例定義・診断・届出 20
症例定義 / 病原体診断 / 血清診断 / インフルエンザとの鑑別 / 届出
- 4 重症度分類とマネジメント 29
重症度分類 / 軽症 / 中等症 / 重症
- 5 薬物療法 37
日本国内で承認されている医薬品 / 日本国内で入手できる薬剤の適応外使用
- 6 院内感染対策 45
個人防護具 / 換気 / 環境整備 / 廃棄物 / 患者寝具類の洗濯 / 食器の取り扱い / 死後のケア / 職員の健康管理 / 非常事態における N95 マスクの例外的取扱い / 非常事態におけるサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグルおよびフェイスシールドの例外的取扱い / 妊婦および新生児への対応
- 7 退院基準・解除基準 53
退院基準 / 宿泊療養等の解除基準 / 生活指導

感染者が発生した場合には、「感染制御・業務継続支援チーム」^(※)が支援を行い、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣（※全ての都道府県に設置）

《感染制御・業務継続支援チーム》

- 施設等で感染が発生した際の迅速な**感染管理**
… ゾーニング、検体採取、PPEの着脱方法 等
- 施設における本部の運営等の**マネジメント支援**
- **情報管理の支援**
- 関係機関、地域との**コミュニケーション支援**
- **施設機能の維持のための支援**
 - 医療従事者等の確保に係る調整、メンタルヘルスケア
 - PPE等の物資の在庫管理・確保
 - 新規感染者の搬送・入院調整や、病状変化等に応じた転院調整

7 標準予防策を踏まえたケア

- マスク、ガウン、フェイスシールド等の个人防护具を着用してケアを行います。
- ケアの前後には、必ず手洗い、手指消毒を行います。
- ケアで出たオムツ等などの廃棄物は個別にビニール袋に入れ感染防止対策を講じて処理します。

必ず手洗い 手指消毒



个人防护具 の着用



ケアの実施

食事介助、排せつ介助、清拭など



必ず手洗い 手指消毒



<参考>

●介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」

厚生労働省you tube MHLWチャンネル

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc



●介護サービスにおける感染症対策力向上のための研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html



🏠厚生労働省ホーム >政策について >分野別の政策一覧 >福祉・介護 >介護・高齢者福祉 >介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修

8 衛生管理①

- 施設内の環境整備の基本は、日常的な整理整頓と清掃です。清掃前と清掃後は、必ず手洗いをおこない、清掃中は、必要に応じて、手袋、マスク、ガウンを着用し、窓を開けるなどして換気を行います。
- 共用部分の多くの人の手が触れるテーブルや椅子、手すりやドアノブなどは、特に丁寧に清掃しましょう。

清掃前・清掃後



清掃中



<特に丁寧に清掃を行う必要のある場所>



8 衛生管理②

- 床などに血液などの体液、嘔吐物、排泄物等が付着した場合、手袋を着用して取り除いた後に、次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をして、湿式清掃し、乾燥させます。
- 特に吐物の場合は注意が必要です。目に見える範囲より広範囲に汚れているので、十分回りから掃除する必要があります。



1. マスク、手袋、ガウンを着用して取り除く
ペーパータオルや使い捨ての雑巾で、外側から内側に向けて静かに拭き取る。
一度拭き取ったペーパータオルはビニール袋に捨てる。
2. 消毒用エタノールや汚染物に応じた適切な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒をする
3. 湿式清掃し、乾燥させる
4. 使用したペーパータオルなどが入ったビニール袋は、密閉して廃棄する

設備や物品に付着したウイルスの消毒方法

食器・箸など



食器用洗剤で洗浄

廃棄物



感染防止対策を講じて排出
廃棄容器の表面は
アルコールで消毒

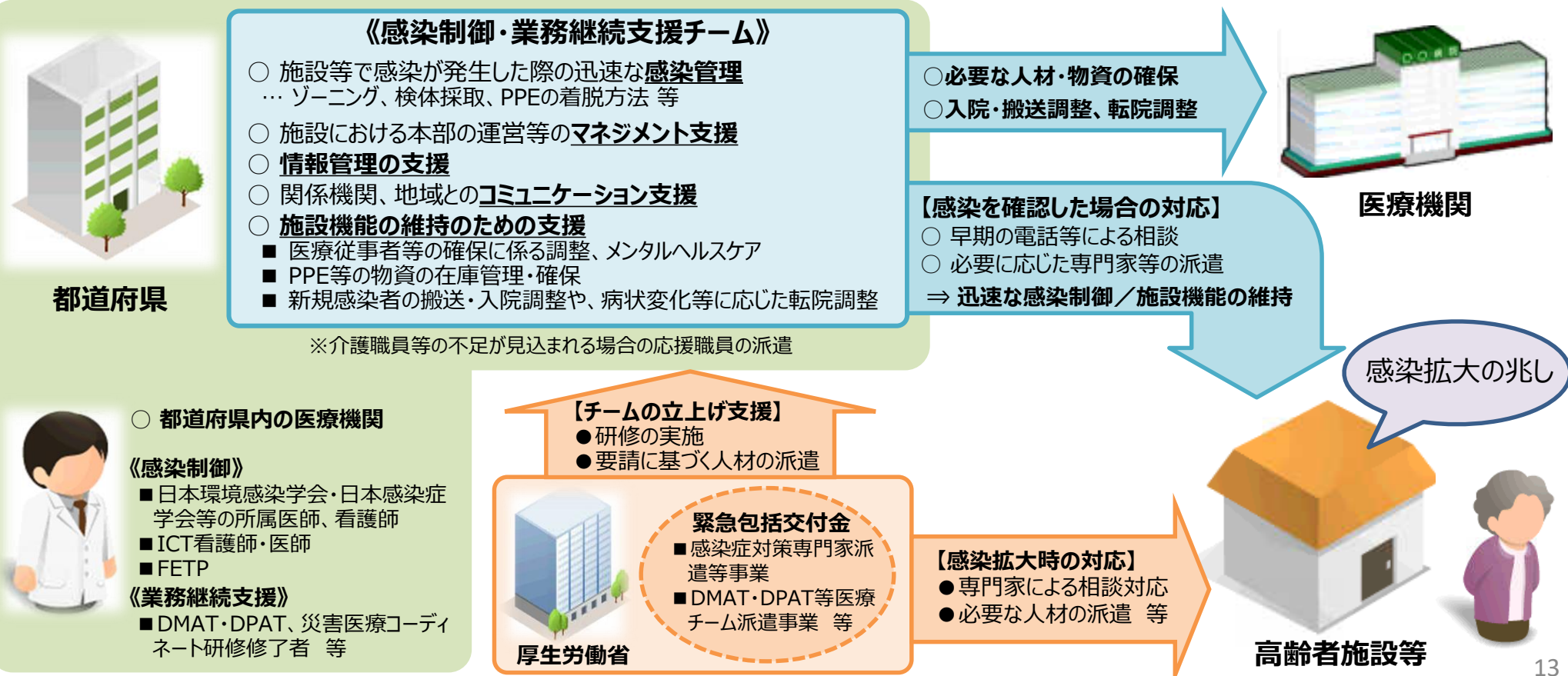
リネンや衣類 など



消毒（熱水(80℃・10分間)
洗浄含む）

9 施設マネジメント、情報管理

- 管理者が中心となり、①感染発生状況の把握と対応、②感染拡大防止対策の実行、③組織内外への報告相談指示受け、④関係機関との連絡と連携を、速やかに行うとともに、入所者へのケアを継続していく必要があります。
- 事前に、全体の意思決定者、各業務の担当者（誰が、何をするのか）を決めておき、関係者の連絡先、連絡フローの整理を行っておきましょう。
- 各都道府県に設置されている「感染制御・業務継続支援チーム」において、施設における本部の運営等のマネジメント支援、情報管理の支援、関係機関、地域とのコミュニケーション支援、施設機能の維持のための支援等を行っており、支援が必要な場合は早めに都道府県に要請しましょう。



10 過重労働、メンタルヘルス

- 勤務可能な職員をリストアップし、調整を行います。職員の不足が見込まれる場合は、早めに法人内や都道府県への応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働を予防しましょう。
- 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮します。また、連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週に1日は完全休みとする等、一定時間休めるようにシフトを組みましょう。施設の近隣に宿泊施設、宿泊場所を確保することも考慮するとともに、休憩時間や休憩場所の確保に配慮してください。
- 感染症への対応の中、言葉の暴力も含めた事態に追われることは誰も心が折れるもので、職員家族への影響などのストレスを抱えている場合もあります。まず、非日常であることを認識し、職員の健康管理に注意するとともに、職員が何でも話しやすい雰囲気をつくることが重要です。
- 自身の施設の中だけで解決するのではなく、保健所や自治体にある精神保健センターなど外部の専門職にも相談できる体制を整えておくことが重要です。

<サポートガイド>

新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設等の職員のための サポートガイド

(第1版)



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000757739.pdf>

<リーフレット>

新型コロナウイルス感染症に対応する 介護施設・事業所の 職員の方を 支援するために

介護の現場で元気に働くためには、そこで働く職員一人一人が、ご自身のことはもちろんですが、お互いのメンタルヘルスに配慮をすることがとても大切です。職場のメンタルヘルスケアを進める上で、事業者の役割はとて重要で、職員の皆さんのメンタルヘルスが良好に保たれることにより、職員やサービス利用者の満足度の向上、業務の円滑、業務上災害の防止などが期待できます。職場内のコミュニケーションを良好に行うことがメンタルヘルスケアの基です。職場のメンタルヘルスは事業者の姿勢や心がけが大きく影響します。特に、新型コロナウイルス感染症という新たな負荷が増加に加わっている現在、「管理者が職員の心身の健康を守る」という役割の重要性が現れています。また、その役割を明確にすることが職員のメンタルヘルスの改善につながります。ぜひ、忙しい中こそ、余裕がない時こそ、職場のメンタルヘルスを良好に保つことを意識しましょう。



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000757740.pdf>

11 情報発信

- 法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておきます。
- 公表の内容については、入所者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討します。
- 取材の場合は、誰が対応するかをあらかじめ決めておきましょう。複数名で対応にあたる場合は、対応者によって発信する情報が異なるように留意します。
- 入所者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつけます。
- 発信すべき情報については、遅滞なく発信し、真摯に対応しましょう。

家族等



- わかりやすい言葉で、懇切丁寧に
- 不要に不安をあおらないように注意
- 面会ができていない場合は、状態像がイメージできないことがあることに留意



＜公表に関する方針＞

- ✓ いつ（タイミング）
- ✓ 公表する範囲
- ✓ 公表する内容
- ✓ 公表の方法

★入所者・家族・職員のプライバシーに配慮

関係機関



- 物資や職員確保の協力や、感染管理の助言など、協力してもらうこともあるかもしれないため、正しい情報伝達
- 職員体制、入所者の状況、物資の状況等について1日1回以上を目安に指定権者に報告